

平川市介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険法に基づく居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設（以下「事業者」という。）が平川市内でのサービスの提供により発生した事故等の平川市への報告の取扱いを定め、事故発生状況を把握するとともに、事業者による事故等への速やかな対応と事故防止への取組みを促進することにより、適切なサービス提供体制を確立し、もって利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

2 報告の対象

報告の対象となる事故等は、当事者が平川市の被保険者である場合及び事業所の所在地が平川市内である場合とする。

3 報告すべき事故等の範囲

事業者は次に該当する場合、報告を行うこととする。

- (1) サービスの提供による利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故が発生した場合
 - ア 「サービスの提供による」とは、利用者が事業所内にいる間は含まれるものとするほか、送迎及び通院等の間の事故を含むものとする。
 - イ 負傷の程度については、外部の医療機関で受診を要したものと及び後遺障害が残るおそれがあるものとする。ただし、軽傷であっても、事業者の判断により報告を行っても差し支えない。
 - ウ 事業者側の過失の有無は問わないものとする。
 - エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告するものとする。
- (2) 職員（従業員）の法令違反、不祥事等が発生した場合
利用者からの預り金の横領など、利用者の処遇に影響のあるものとする。
- (3) 利用者の行方不明が発生した場合
- (4) 地震・風水害や火災等による被害が発生した場合
- (5) 感染症、食中毒及び結核の発生又はそれが疑われる場合
 - ア 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律」に規定するもののうち、原則として5類感染症以外とする。ただし、5類感染症であっても、インフルエンザ、感染性胃腸炎及び新型コロナウイルスについては報告の対象とする。
 - イ 同一の感染症、食中毒、結核の患者又はそれらが疑われる死亡者又は重篤患者

(医療機関への入院) が1週間以内に2名以上発生した場合

ウ 同一の感染症、食中毒、結核の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

エ イ及びウに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、事業者の長が特に報告を必要と認めた場合

オ 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要領にも従い報告を行うこととする。

(6) その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合

上記のほか、サービスの提供において、利用者の処遇に著しい影響を与えるものは報告を行うこととする。

4 報告の手順

報告の手順は次のとおりとし、事業者は、原則電子メール等の電磁的方法により、報告を行うこととする。

(1) 事業者は、3(1)～(4)及び(6)で定める事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に対して電話等により第一報を行うとともに、市に対して遅くとも5日以内を目安に、5(1)による報告を行うこととする。

(2) 事業者は、3(5)で定める事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に対して電話等により第一報を行うとともに、市に対して遅くとも5日以内を目安に、5(2)による報告を行うこととする。ただし、食中毒及び感染症については、初動の遅れにより発症者が広まるおそれがあるため、病原体が確定する前であっても、症状からその疑いが持たれた時点で、市に電話等による第一報を行うとともに、5(2)による報告も行うこと。

(3) 事業者は、その後の状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故等の原因分析や再発防止策等については、作成次第速やかに報告することとする。

(4) 事業者は、次に定める重大事故が発生した場合には、直ちに電話により報告を行うこととする。

【重大事故】

ア 利用者の死亡又は命に係わるような重大事故等

イ 利用者の行方不明

ウ 利用者に対する虐待

エ 利用者又は従業者(役員を含む)による不法行為

オ 火災又は自然災害等による建物の損壊

カ その他、事件性があるなど事業者等が必要と判断した場合

※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

5 報告の様式

- (1) 3 (1) ～ (4) 及び (6) で定める事故等が発生した場合は、様式1「事故等報告書」を標準とし、報告すること。
- (2) 3 (5) で定める事故等が発生した場合は、様式2「事故等報告書(感染症等)」を標準とし、報告すること。

附則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。